

第27回関西圏国家戦略特別区域会議 京都府 提出資料



2021年6月7日
京都府

外国人創業活動促進事業（スタートアップビザ）

①創業人材の多様な外国人の受入れ促進 ②創業外国人材の事業所確保要件の緩和

背景

- ◆ 「京都海外ビジネスセンター」を開設し、海外ビジネスに関する事前相談から輸出手続、ビジネス化まで一貫した支援を実施
 - ・年間約100件の外国人による創業相談（うちR2年度創業：2件）
- ◆ 「世界と伍するスタートアップ・エコシステム拠点都市」に選定され、令和2年度から「起業するなら京都・プロジェクト」を始動
 - ・ジャパン・ハッカソンの開催における外国人起業家等の集積を促進（R2年度：約500名参加）
 - ・グローバルアクセラレーションプログラム「KGAP+」によるスタートアップ支援（R2年度：8国・地域・48社参加）

課題

- 在留資格「経営・管理」の要件を一度に全て満たすには創業準備に時間を要する案件が多い。
- 創業当初には必ずしも個室事務所を必要としない情報通信分野の相談案件が増えている。
- 京都は留学生増加率が全国平均より高く、創業に関心を寄せる留学生からの相談も今後増加の見込み。

特例措置の概要

在留資格「経営・管理」の要件

入国時に以下の両方を満たす必要がある

要件(1) 500万円以上の出資金等又は常勤職員2名以上雇用の確保

要件(2) 事業所の確保

特例措置

創業活動

事業活動

府が事業計画を認証

特例

在留資格要件を「入国時」ではなく、「上陸後6箇月以内」に満たす見込みで入国を認める

「経営・管理」ビザ
(初回更新時)

特例

府が公募し認定するコワーキングスペース等も事業所として認める
※要件(1)を満たしていること

「経営・管理」ビザ更新

要件充当を6箇月間猶予

事業所特例1年間

期待される効果

有望な外国人材によるスタートアップを加速し、
京都を国際的な「起業の都」に成長させるグローバルスタートアップ企業の海外競争力を強化